

件名	超短時間雇用について
受付日	令和6年10月18日
ご意見・ご提案の概要	障がい者雇用で週20時間働くことが難しい人がいるため、岐阜市が取り組んでいる超短時間雇用（週20時間未満の雇用）を岐阜県全域で進めてほしい。
県の考え方	<p>令和6年4月から、週10時間以上20時間未満で働く重度の身体障がい者・知的障がい者、精神障がい者が実雇用率の算定対象となりました。</p> <p>県では、県内6か所の障害者就業・生活支援センターに支援員を配置し、企業に障がい者雇用の働きかけを行うとともに、障がい者雇用に係る相談対応などの支援を実施しているところです。</p> <p>上記の改正を受け、企業に対して、こうした短時間での雇用についても周知に取り組んでおり、実際に、当センターの支援により週20時間未満の雇用につながった事例も出てきています。</p> <p>今回いただいたご意見をはじめ、関係者の皆様からご意見を伺いながら、今後も、障がい特性により長時間の勤務が困難な方の雇用機会の確保を図ってまいります。</p>
担当課	商工労働部 労働雇用課